明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額の一部を改正する件（**厚生労働**三一）　二
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（**同**三二）　三
○厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件（**同**三三）　四
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件（**同**三四）　五
○建築基準法第七条の六第一項第二号の国土交通大臣が定める基準等を定める件（**国土交通**二四七）　七
○建築基準法第七条の六第一項第二号に規定する国土交通大臣が定める基準に従って認定を行ったことを証する書類として国土交通大臣が定める様式を定める件（**同**二四八）　七
○壁等の加熱面以外の面で防火上支障がないものを定める件（**同**二四九）　八
○壁等の構造方法を定める件（**同**二五〇）　八
○特定防火設備の構造方法を定める件の一部を改正する件（**同**二五一）　一〇
○耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める件及びひさしその他これに類するものの構造方法を定める件を廃止する件（**同**二五二）　一〇
○主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物の主要構造部の構造方法を定める件（**同**二五三）　一〇
○ひさしその他これに類するものの構造方法を定める件（**同**二五四）　一〇
○建築基準法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件（**同**二五五）　一〇
○準耐火構造の構造方法を定める件等の一部を改正する件（**同**二五六）　一三
○防火地域又は準防火地域内にある建築物の外壁の開口部の延焼のおそれのある部分に設ける防火設備の構造方法を定める件（**同**二五七）　一四
○特別避難階段の付室に設ける外気に向かって開くことのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件等の一部を改正する件（**同**二五八）　一四
○名古屋飛行場の施設について告示した事項に変更があった件（**同**二五九）　一五
○秋田空港の施設について告示した事項に変更があった件（**同**二六〇）　一五
○仙台第一地方合同庁舎屋上ヘリポートの設置許可申請があった件（**同**二六一）　一五

〔**官庁報告**〕

労　働

最低工賃の決定及び廃止決定に関する公示（岩手労働局最低工賃公示一）　一七

公聴会

仙台第一地方合同庁舎屋上ヘリポートの設置に関する公聴会（東京航空局）　二六

〔**公　告**〕

諸事項

官庁
基本測量関係事項関係　二九
裁判所
破産、免責関係　三一
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、平成二十七年度高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく講習及び技術検定等の実施、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　四三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、旅行業者営業保証金の権利実行申立て、押収物還付関係　四四
会社その他　四四
会社決算公告　四四